

令和 8 年度

ひまわり 歯科
管理型 歯科医師臨床研修プログラム B

医療法人社団湧泉会 ひまわり 歯科

【研修プログラムの名称】 ひまわり歯科管理型歯科医師臨床研修プログラム B

〔 1 〕 研修プログラムの特色

- (1) 一般歯科診療の基本を確実に習得し、臨床現場で実際に使えるレベルにまで到達できることを主眼としている。そのため、様々の項目において講義、実習、臨床診療、振り返り等により研修を実施する。また、協力型（Ⅰ）臨床研修施設において、その地域で根差した地域医療の在り方を知り、単独の研修施設で行う研修よりも広い視野・知識を習得する。
- (2) 多くの来院患者と多くの職種が関わる大型歯科医院で、口腔管理体制強化加算施設（かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所）でもある当院の特色を生かし、一般歯科診療の項目の他に、訪問歯科診療、障害者歯科診療、高齢者・小児の摂食嚥下リハビリテーション、高度な歯周外科治療、咬合誘導・矯正歯科治療、顕微鏡下治療、全身管理、全身麻酔治療、インプラント治療等、オーラルフレイル予防、地域保健活動、僻地医療に対しても幅広く知ることができ、研修期間内に歯科医師としての将来の方向性を自ら模索できるような研修を実施する。
- (3) 患者管理、患者接遇、スタッフ管理、医療安全管理、経営管理等といった、診療技能以外に必要な医院管理の指導にも力を入れており、基本の習得を目指す。
- (4) この研修プログラムを定めてから 3 年ごとにプログラム責任者が実施プログラムの実施状況・達成状況を評価・検証した結果を踏まえ、当該研修年度の年度末に開催される臨床研修管理委員会において、評価・再検討を実施し、見直しを図る。
- (5) 指導内容・方法は、実際に研修を受けた研修歯科医の声を参考に毎年のように改善し、より良い研修を提供できるように努めている。また、勤務歯科医師は指導歯科医講習会、プログラム責任者講習会、指導歯科医講習会講師養成研修会の積極的な参加を行い、指導歯科医の質の保証、指導体制の向上に努めている。

〔 2 〕 歯科医師研修の目標(目標達成)

患者目線に立って物事を考えるという医院理念に基づき、患者及び家族に寄り添う優しい心と確かな技術を持った歯科医師を育てることを目標としている。

- (1) 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- (2) 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- (3) 歯科疾患と障害の予防および治療における基本的技能を身に付ける。
- (4) 一般的によく遭遇する応急処置と頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- (5) 歯科診療時の全身的偶発事故に対応する能力を身に付ける。
- (6) 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- (7) 専門的技能や高度先進的歯科医療に接し、生涯研修の意欲への動機付けを図る。
- (8) 超高齢社会と地域医療に対応する歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

[3] プログラム責任者の氏名

西中村 亮 医療法人社団湧泉会 ひまわり 歯科副院長

[4] 参加施設概要

1. 管理型臨床研修施設

- | | | |
|-----------------------------|---|-------|
| 1) 施設名 | 医療法人社団湧泉会 ひまわり 歯科 | |
| 2) 所在地 | 広島県安芸郡海田町昭和 中町 2-38 | |
| 3) 開設者 | 医療法人社団 湧泉会 | |
| 4) 管理者 | 院長 | 岡本 佳明 |
| 5) プログラム責任者 | 副院長 | 西中村 亮 |
| 6) 副プログラム責任者 | 副院長 | 前川 友紀 |
| 7) 指導歯科医 | 院長 | 岡本 佳明 |
| | 副院長 | 樋山めぐみ |
| | 歯科医師 | 久保 尚也 |
| | 歯科医師 | 村田 尚道 |
| | 歯科医師 | 酒井 健志 |
| | 歯科医師 | 富永 晋二 |
| | 歯科医師 | 船木 泰佑 |
| | 歯科医師 | 大槻 昇平 |
| | 歯科医師 | 大坪 昂平 |
| | 歯科医師 | 今濱 優希 |
| | 歯科医師 | 渡邊 みな |
| 8) 事務担当者 | 理事長室 | 大井 紀果 |
| 9) 施設の概要 (2026 年 4 月 1 日現在) | | |
| | 歯科医数：常勤 23 名 非常勤 8 名 | |
| | ユニット・チェアー数：22 台 | |
| 10) 施設の特徴 | | |
| | 平成 11 年 1 月 医療法人社団湧泉会 ひまわり 歯科開設 | |
| | ホームページアドレス： http://www.himawari-sika.com | |

2. 協力型 (I) 臨床研修施設

- | | |
|---------|------------------------|
| 施設名 1 | つがやす 歯科医院 |
| 所在地 | 帯広市西 10 条南 9 丁目 5-5 |
| 研修実施責任者 | 斉藤 徹 |
| 施設名 2 | カナザキ 歯科 |
| 所在地 | 愛媛県松山市南梅本町甲 878 番 5 号 |
| 研修実施責任者 | 金崎 伸幸 |
| 施設名 3 | つだ 歯科 |
| 所在地 | 姫路市飾磨区英賀清水町 1 丁目 25 番地 |
| 研修実施責任者 | 津田 賢治 |
| 施設名 4 | 医療法人誠仁会 りょうき 歯科クリニック |
| 所在地 | 東大阪市森河内西 1-16-3 |
| 研修実施責任者 | 領木 誠一 |
| 施設名 5 | こばやし 歯科クリニック |

所在地	東京都江戸川区中央 4-11-8-4F
研修実施責任者	小林 健一郎
施設名 6	医療法人社団 光歯会 森歯科クリニック
所在地	京都府舞鶴市竹屋 20
研修実施責任者	森 昭
施設名 7	医療法人純康会 徳地歯科医院
所在地	京都府京都市南区上鳥羽城ヶ前町 233
研修実施責任者	徳地 正純
施設名 8	徳倉歯科口腔外科・矯正歯科
所在地	愛知県名古屋市北区三軒町 146
研修実施責任者	徳倉 圭
施設名 9	かみきたデンタルクリニック
所在地	青森県上北郡東北町旭北 1 丁目 31 - 90
研修実施責任者	上松 丈裕
施設名 10	尾島デンタルクリニック
所在地	群馬県太田市下田島町 1049 番
研修実施責任者	林崎 雅樹
施設 11	いわいグリーン歯科・矯正歯科
所在地	茨城県坂東市辺田 635-1
研修実施責任者	坂本 健二郎
施設名 12	医療法人かがやき歯科クリニック
所在地	滋賀県草津市追分南二丁目 1 番 9 号
研修実施責任者	浅野 博

3. 研修協力施設

- 1) 施設名 富永歯科医院
- 2) 所在地 島根県邑智郡邑南町山田 97-3
- 3) 研修実施責任者 富永 一道

[5] プログラム管理運営体制

歯科医師臨床研修管理委員会を設置し、プログラムの管理運営を行う。

① 歯科医師臨床研修管理委員会の名称と構成

名称：ひまわり歯科 歯科医師臨床研修管理委員会

構成：院長	岡本 佳明
副院長	西中村 亮
副院長	樋山 めぐみ
副院長	前川 友紀
副院長	久保 尚也
歯科医師	富永 晋二
副院長補佐	大槻 昇平
歯科医師	今濱 優希
歯科医師	渡邊 みな

歯科衛生士部長 岩井 三賀
事務担当 大井 紀果

協力型（Ⅰ）臨床研修施設の研修実施責任者

斉藤 徹（つがやす歯科医院）
金崎 伸幸（カナザキ歯科）
津田 賢治（つだ歯科）
領木 誠一（医療法人誠仁会 りょうき歯科クリニック）
河口 浩之（広島大学病院）
小林 健一郎（こばやし歯科クリニック）
森 昭（医療法人社団 光歯会 森歯科クリニック）
徳地 正純（医療法人純康会 徳地歯科医院）
徳倉 圭（徳倉歯科口腔外科・矯正歯科）
上松 丈裕（かみきたデンタルクリニック）
林崎 雅樹（尾島デンタルクリニック）
坂本 健二郎（いわいグリーン歯科・矯正歯科）
浅野 博（医療法人かがやき歯科クリニック）

研修協力施設の研修実施責任者

富永 一道（富永歯科医院）

外部委員

佐々木 義幸（一般社団法人歯科業務標準化機構）
宮田 佳奈（武井法律事務所）
市川 知美（広島女学院大学人間生活学部管理栄養学科）
田口 則宏（鹿児島大学大学院医歯学総合研究科）

②歯科医師臨床研修管理委員会の業務

歯科医師の卒後の臨床研修における重要事項を審議決定する機関として、歯科医師臨床研修管理委員会を置く。歯科医師臨床研修管理委員会は、当院の院長を委員長とし、副院長のほか、歯科医師チーフ、歯科衛生士チーフ、事務担当者、研修実施責任者及び外部委員より構成し、円滑かつ効果のある臨床研修を行うため、毎年 9 月および 3 月に歯科医師臨床研修管理委員会を開催し、研修評価を行い、それに基づいて研修プログラムを協議、計画を立て必要な修正を行う。更に、歯科医師臨床研修管理委員会では、臨床研修の指導、監督及び到達目標への達成度、採用、中断、修了の評価等についても具体的に検討するものとする。

③研修指導体制と医療事故への対応

管理型臨床研修施設及び協力型（Ⅰ）臨床研修施設における指導歯科医のもとで、基本的な知識、手技並びに全身的な治療管理を習得させる。また、医療事故への対応については、診療に関わる医療事故の主たる原因は主治医が負うが、研修歯科医は受け持ち医として重大事故発生の場合は直ちに指導歯科医に連絡し、その指示を仰ぐものとする。

- 1) 2026 年 4 月～7 月の 4 ヶ月間は当院での治療を中心にして研修を行い、2026 年 8 月～2027 年 3 月の 8 ヶ月間は協力型（Ⅰ）臨床研修施設での研修を行う。
- 2) 当院での研修期間では、一般歯科・高頻度治療、地域医療、全身管理の研修を行う。
- 3) 協力型（Ⅰ）臨床研修施設での研修期間では、当院と規模が異なる施設での高頻度歯科治療などの一般歯科、広島県以外での地域医療の研修を行う。
- 4) 研修期間内に 1 日、研修協力施設での研修を行う。

期間	4 月～7 月	8 月～3 月
研修内容	当院での研修 社会人マナーから、歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナルリズム）、資質・能力、基本的診療業務を研修 研修期間内に院内にて全身管理の研修を行う 研修期間内に 1 日、研修協力施設での研修を行う	協力型（Ⅰ）臨床研修施設での研修

（1）4 月

- 職務規定・院内業務・IT 業務マニュアルを学習
- カルテ、文章記載方法の学習
- スタッフとのチーム医療の学習
- 一般社会人マナー
- 医療安全・感染予防について学習

（2）5 月～6 月、11 月～3 月

- カルテその他の関連文書記載方法を学習・実践
- 保険点数に関する学習・実践
- 高頻度治療の実践
- 患者とのコミュニケーションについて学習・実践
- 指導歯科医への所見報告の仕方の学習・実践
- 治療計画の立案の学習
- 経過評価管理について学習
- 専門分野（歯周病、摂食嚥下リハビリテーション等）に関する学習と実践
- 地域との連携について学習
- 全身管理及び偶発症発生時の対応について学習・実践、静脈路確保実習

（3）7 月～10 月

協力型（Ⅰ）臨床研修施設での研修（口腔外科、歯科麻酔科、障害者歯科等）

臨床研修の目標

【A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナルリズム）】

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

<行動目標>

- i 超高齢社会における歯科医師の役割について説明する。
- ii 超高齢社会における地域医療の重要性について説明する。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

<行動目標>

- i 患者に苦痛を与えないことの必要性について説明する。
- ii 患者の不安に配慮することの必要性について説明する。
- iii 患者の QOL (Quality of Life) に配慮することの必要性について説明する。
- iv 患者の価値観や自己決定権を尊重することの必要性について説明する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心をもって接する。

<行動目標>

- i 患者及び家族の価値観を尊重する態度をもつ。
- ii 患者及び家族に対して思いやりの心をもって接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

<行動目標>

- i 自らの言動を振り返り反省する態度をもつ。
- ii 医療の知識や技術を研鑽することの必要性について理解する。

【B.資質・能力】

1. 医学・医療における倫理性

診察、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。

<行動目標>

- i 医療行為は生体に対する侵害刺激を加えることでもあることを理解する。
- ii どんな患者にも尊厳があり、それを尊重することの必要性について理解する。

② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。

<行動目標>

- i 患者のプライバシーを守ることの必要性について理解する。
- ii 業務上知りえた情報を院外に漏洩しない守秘義務があることを理解する。

③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。

<行動目標>

- i 医療行為の倫理的妥当性は、その根拠となる倫理原則によってはまったく異なる結論が導かれてしまうジレンマが生じることを理解する。
- ii 医療従事者同士で生じる倫理的ジレンマに対して、葛藤や衝突が生じることがあることを理解し、相互の意見を尊重する態度をもつ。

④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。

<行動目標>

- i 利益相反について理解する。
- ii 信任を得て職務を行う歯科医師は、利益相反行為が禁止または制限されていることを理解する。

⑤ 診察、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

<行動目標>

- i 業務の透明性を確保し、不正行為の防止に努めることについて理解する。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

<行動目標>【C.基本的診療業務】1.基本的診療能力等を参照

- ①医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ②日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

<行動目標>【C.基本的診療業務】1.基本的診療能力等を参照

- ①頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ②患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え、意向に配慮した診療を行う。

<行動目標>【C.基本的診療業務】1.基本的診療能力等を参照

- ①患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ②診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

<行動目標>【C.基本的診療業務】1.基本的診療能力等を参照

- ①適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ②患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ② 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

<行動目標>【C.基本的診療業務】2.歯科医療に関連する連携と制度の理解等を参照

- ①歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ②多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

<行動目標>【C.基本的診療業務】2.歯科医療に関連する連携と制度の理解等を参照

- ①健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ②地域の健康問題やニーズ把握等、公衆衛生活動を理解する。

- ③予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ④ 災害や感染症パンデミック等の非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

<行動目標>【C.基本的診療業務】2.歯科医療に関連する連携と制度の理解等を参照

- ①医療上の疑問点に対応する能力を身につける。
- ②科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

<行動目標>【C.基本的診療業務】2.歯科医療に関連する連携と制度の理解等を参照

- ①急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ②同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

【C.基本的診療業務】

1. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。

<行動目標>

- i 患者のプライバシーを守る。
- ii 患者の心理的・社会的背景を考慮する。
- iii 医療面接を行うために相手が話しやすい場作りをする。
- iv 病歴（主訴、現病歴、既往歴、家族歴）聴取を的確に行う。
- v 聴取した病歴を正確に記録する。

- ②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。

<行動目標>

- i 診察前に全身状態を考慮して診察する。
- ii 顎顔面及び口腔内の基本的な診察をする。
- iii 顎顔面及び口腔内の所見をまとめて記載する。
- iv 診察所見を解釈する。

- ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。

<行動目標>

- i 診察所見から適切な検査を選択する。
- ii 必要な検査を実践する。
- iii 各検査時の注意点を述べる。
- iv 検査結果を解釈して説明する。

- ④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。

<行動目標>

- i 適切で十分な医療情報が収集できたか判断する。
- ii 収集した医療情報から疾患の診断を行う。
- iii 診断を患者及び家族に分かりやすく説明する。

⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一
口腔単位の診療計画を検討し、立案する。

<行動目標>

- i 診断結果に基づき、適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- ii 一口腔単位の治療計画を作成する。

⑥必要な情報を整理したうえで、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家
族の意思決定を確認する。

<行動目標>

- i 疾患の状態、原因、診断、治療計画を説明する。
- ii 患者の自己決定を尊重する態度を示す。
- iii 患者の自己決定を確認する。
- iv 患者教育と治療への動機づけを行う。
- v 患者の心身における QOL (Quality of Life) に配慮する。

(2) 基本的臨床技能等

①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

<行動目標>

- i 歯科疾患を予防するために、患者の問題点を提示する。
- ii 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導を行う。
- iii 歯科疾患を予防するための基本的な手技を説明する。
- iv 基本的予防手技を実践する。

②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。

a. 歯の硬組織疾患

<行動目標>

- i う蝕の原因及び予防法を説明する。
- ii う蝕の基本的な治療を実践する。

b. 歯髄疾患

<行動目標>

- i 歯髄疾患の種類を説明する。
- ii 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。

c. 歯周病

<行動目標>

- i 歯周病の原因及び危険因子について説明する。
- ii 歯周病の基本的な治療及び管理を実践する。

d. 口腔外科疾患

<行動目標>

- i 抜歯の基本的な手技を実践する。
- ii 外科処置後の注意点について患者に説明する。
- iii 適切な止血処置を実践する。
- iv 必要に応じた縫合を実践する。
- v 口腔粘膜疾患について指導歯科医とともに診察し診断する。

e. 歯質と歯の欠損

<行動目標>

- i 歯質の欠損に対する修復を実践する。
- ii 歯の欠損に対する補綴方法について説明する。
- iii 部分床義歯新製症例を担当する。
- iv 総義歯新製症例を経験する。
- v インプラント手術を見学する。

f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

<行動目標>

- i 口腔機能発達不全症の検査を実践する。

- ii 口腔機能低下症の検査を実践する。
- iii 口腔機能発達不全症の基本的な管理を実践する。
- iv 口腔機能低下症の基本的な管理を実践する。
- ③基本的な応急処置を実践する。
 - <行動目標>
 - i 疼痛に対する基本的な検査を実践する。
 - ii 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
 - iii 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
 - iv 修復物、補綴物等の脱離、破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。
 - v 膿瘍の急性発作に対して、切開排膿処置を行う。
 - vi 患者の身体的・精神的な状態に配慮して適切に投薬処置を行う。
- ④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
 - <行動目標>
 - i バイタルサイン測定を行い、全身状態を評価する。
 - ii バイタルサインの異常に対して、歯科診療を安全に行うための配慮を行う。
- ⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。
 - <行動目標>
 - i 診療録を適切に作成する。
 - ii 院内処方適切に行う。
 - iii 院外処方せんを適切に作成する。
 - iv 歯科技工指示書を適切に作成する。
- ⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。
 - <行動目標>
 - i 医療事故の予防に関する院内講習会に参加する。
 - ii 医療事故を予防するために必要な医療安全対策を説明する。
 - iii インシデント報告書を適切に作成する。
 - iv スタンダードプリコーションを含む感染予防対策を説明する。
 - v 感染予防対策を適切に実践する。
 - vi 医療の質と患者安全について評価、改善する態度をもつ。
 - vii 報告・連絡・相談を習慣的に行う態度をもつ。
 - viii 医療従事者の健康管理や針刺し事故予防・対応について理解し、自らの健康管理に努める。

(3) 患者管理

- ①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
 - <行動目標>
 - i 歯科治療上問題となる全身的な疾患について説明する。
 - ii 歯科治療上問題となる服用薬剤について説明する。
- ②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
 - <行動目標>
 - i 主治医等に医療情報の提供依頼を行う必要性を患者に説明する。
 - ii 主治医等に医療情報の提供依頼を行う。
 - iii 周術期口腔機能管理計画書を作成する。
 - iv 周術期口腔機能管理計画書に基づき、周術期口腔機能管理を行う。
 - v 周術期口腔機能管理の状況を、主治医等に情報提供する。
- ③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中のバイタルサインのモニタリングを行う。
 - <行動目標>
 - i 生体情報モニターの適切な装着を行う。
 - ii 歯科治療中のバイタルサインのモニタリングを行う。
 - iii 全身状態に配慮が必要な患者について説明する。

- iv 全身麻酔下治療に参加し、麻酔専門医による高度なモニタリングを見学する。
- v 全身麻酔下治療に参加し、看護師による看護を見学する。
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。
 - <行動目標>
 - i 歯科診療時の主な併発症・偶発症について説明する。
 - ii 歯科診療時の主な併発症・偶発症への基本的な対応法を説明する。
 - iii 歯科診療時の主な併発症・偶発症への対応を実践する。
 - iv 一次救命処置について説明する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。

<行動目標>

- i 妊娠期の患者に対し、歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理を実践する。
- ii 乳幼児期の患者に対し、歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理を実践する。
- iii 学齢期の患者に対し、歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理を実践する。
- iv 成人期の患者に対し、歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理を実践する。
- v 高齢期の患者に対し、歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理を実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

<行動目標>

- i 妊娠期及び乳幼児期を対象とした院内セミナーに参加し指導する。
- ii 乳幼児期及び学齢期の患者に対する専門医による治療に携わる。
- iii 成人期の患者に対し、生活習慣を考慮した口腔健康管理・指導を行う。
- iv 高齢期の患者に対し、全身状態や生活環境に配慮した口腔健康管理・指導を行う。
- ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。

<行動目標>

- i 在宅療養患者等及び家族に対する配慮を行う。
- ii 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。
- iii 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療の意義について説明する。
- iv 在宅療養患者等に対する摂食嚥下リハビリテーションを見学する。
- v 在宅療養患者等に対する歯科衛生士の役割を説明する。

- ④ 障害を有する患者への対応を実践する。

<行動目標>

- i 障害者の身体的・精神的特徴について説明する。
- ii 障害者及び家族に配慮する。
- iii 障害者に対する歯科診療を経験する。
- iv 障害者に対する摂食嚥下リハビリテーションを見学する。
- v 医療的ケア児に対する訪問歯科診療を見学する。
- vi 障害者に対する行動調整法について説明する。
- vii 障害者に対する全身麻酔下歯科治療を経験する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。

<行動目標>

- i 歯科衛生士の役割を説明する。
- ii 歯科衛生士に対し予防処置や口腔衛生管理等の指示を出し連携する。

②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。

<行動目標>

- i 歯科技工士の役割を説明する。
- ii 適切に歯科技工指示書を作成し、必要に応じて連携する。

③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

<行動目標>

- i 多職種連携の必要性について説明する。
- ii チーム医療における各職種の役割を説明する。
- iii 多職種連携によるチーム医療の中での歯科専門職の役割について説明する。

(2) 多職種連携、地域医療

①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。

<行動目標>

- i 地域包括ケアシステムについて説明する。
- ii 地域包括ケアシステムの構築の必要性について説明する。

②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。

<行動目標>

- i 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割について説明する。

③訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。

<行動目標>

- i 訪問診療患者に関わる医療・介護関係職種の役割について説明する。
- ii 訪問診療患者に関わる医療・介護関係職種との連携の必要性について説明する。
- iii 訪問診療患者に関わる医療・介護関係職種とのカンファレンスに参加する。

(3) 地域保健

①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。

<行動目標>

- i 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解する。
- ii 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を説明する。

②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

<行動目標>

- i 保健所等における地域歯科保健活動を理解する。
- ii 保健所等における地域歯科保健活動を説明する。

③歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。

<行動目標>

- i 障害者施設における歯科健診を経験する。
- ii 院内フレイル予防教室での地域住民に対する健康教育を経験する。
- iii 院外サロンや高齢者施設での地域住民に対する健康教育を経験する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

<行動目標>

- i 医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解する。
- ii 医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを説明する。

②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。

<行動目標>

- i 院内の医療保険制度勉強会に参加し、医療保険制度を理解する。

- ii 適切な保険診療を実践する。
- ③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

<行動目標>

- i 介護保険制度の目的と仕組みを理解する。
- ii 介護保険制度の目的と仕組みを説明する。

研修内容と症例数、指導体制や方略、評価基準

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

- i および ii 研修内容：超高齢者に接するフレイル予防教室に参加する
超高齢者に歯科疾患指導管理を行う

指導体制：看護師・管理栄養士とともに参加し、指導歯科医とフィードバックする

症例数：1 症例

評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

価

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

- i ～ iv 研修内容：歯科診療に強い不安を有する外来患者の診療に携わる
治療の選択肢の説明と治療方針の決定に携わる

指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う

症例数：2 症例

評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心をもって接する。

- i および ii 研修内容：患者の家族に対して治療計画を説明して同意を得る
家族の心配や不安、質問に対応する

指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う

症例数：2 症例

評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

価

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

- i および ii 研修内容：治療内容の記録（口腔内写真、X 線写真、作業用模型等）を保存する

指導体制：治療内容の記録を元に指導歯科医とフィードバックを行

う

症例数：—

評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

価

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診察、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。

i および ii 研修内容：医療行為の侵害性・患者の尊厳について指導歯科医へ説明する

指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う

症例数：—

評価基準：複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。

i および ii 研修内容：プライバシー・守秘義務について指導歯科医へ説明する

指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う

症例数：—

評価基準：複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。

i および ii 研修内容：倫理的ジレンマ・相互尊重について指導歯科医へ説明する

指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う

症例数：—

評価基準：複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。

i および ii 研修内容：利益相反について指導歯科医へ説明する

指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う

症例数：—

評価基準：複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

⑤ 診察、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

i 研修内容：透明性の確保および不正行為防止について指導歯科医へ説明する

指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う

症例数：—

評価基準：複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

価

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。

② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。

③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。

④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。

⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自ら

の健康管理に努める。

- 研修内容：医療安全に関する院内講習会に参加する
医療安全に関する院内マニュアルの内容を把握する
医療安全に関する院内筆記試験を受ける
インシデント報告書を提出する（ケーススタディ）
指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う
症例数：インシデント報告書 5 枚以上提出
評価基準：講習会やインシデントの報告書、試験結果により
指導歯科医の口頭試問を受け、
複数評価者による評価票で 4 段階中レベル 3 以上の

評価

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

- 研修内容：医療面接を行う
適切な検査を行う
総合的な診断と治療計画をまとめる
患者へ治療計画を説明して同意を得る
必要であれば適切な医療機関と連携する
指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる
指導歯科医と随時ディスカッションを行う
症例数：5 症例以上
評価基準：指導歯科医への治療計画提出
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で 4 段階中レベル 3 以上の

評価

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え、意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

- 研修内容：全身疾患や精神疾患をもつ患者の医療面接を行う
歯科に対する不安が強い患者の医療面接を行う
適切な検査を実施し、患者状態に合わせた治療計画を立案する
必要であれば適切な医療機関と連携する
治療経過の記録を作成、保管する
指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる
指導歯科医と随時ディスカッションを行う

症例数 : 5 症例以上
評価基準 : 指導歯科医への治療計画提出
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で 4 段階中レベル 3 以上の評価

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

研修内容 : 患者および家族に対して礼節をもって接する
患者および家族に対して治療計画を説明して同意を得る
患者および家族の心配や不安、質問に対応する

指導体制 : 指導歯科医の指導のもと実施させる
指導歯科医と随時ディスカッションを行う

症例数 : 2 症例

評価基準 : 指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で 4 段階中レベル 3 以上の評価

価

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

研修内容 : 各職種と情報共有し連携を図る

指導体制 : 指導歯科医とディスカッションを行う

症例数 : 1 症例

評価基準 : 指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で 4 段階中レベル 3 以上の評価

価

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握等、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミック等の非日常的な医療需要について理解する。

研修内容 : 健康保険講習会に参加する

フレイル予防教室や地域サロンの集会に参加する

訪問診療に同行する

非日常的な医療需要について指導歯科医とディスカッション

ョンを行う

指導体制：指導歯科医と随時ディスカッションを行う

症例数：—

評価基準：指導歯科医へのレポート提出

複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身につける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

研修内容：各疾患のガイドラインの内容を把握する

エビデンスレベルについて理解する

院内研究活動に協力する

指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う

症例数：—

評価基準：複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

研修内容：指導歯科医とディスカッションを行う

指導体制：指導歯科医と随時ディスカッションを行う

症例数：—

評価基準：複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。

研修内容：医療面接を行う

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：10 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。

研修内容：病歴を記録し、基本的な診療を実施し、その所見を解釈する。

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：10 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。

研修内容：必要な検査を行い、その結果を解釈する

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：10 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。

研修内容：診断を行う

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：10 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口
腔単位の診療計画を検討し、立案する。

研修内容：治療計画を立案する

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：10 症例

評価基準：必要症例数の経験と治療計画提出、
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

⑥ 必要な情報を整理したうえで、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族
の意思決定を確認する。

研修内容：患者および家族に説明し、治療計画の同意を得る

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：10 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

(2)基本的臨床技能等

① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

研修内容：プラークチャートの記録

T B I

スケーリング

機械的歯面清掃

シーラント

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：10 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医の実地評価
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する

a. 歯の硬組織疾患

研修内容：レジン修復

インレー修復

b. 歯髄疾患

研修内容：抜髄処置
感染根管処置

c. 歯周病

研修内容：歯周組織検査
スケーリング
歯周外科治療の補助
メンテナンス・SPT

d. 口腔外科疾患

研修内容：乳歯抜歯
永久歯抜歯
止血処置
口腔粘膜疾患の診察

e. 歯質と歯の欠損

研修内容：歯冠補綴治療
ブリッジ治療
部分床義歯治療
総義歯治療
インプラント治療の見学

f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

研修内容：口腔機能検査の実施
口腔機能低下および発達不全に対する対応

- a～f 指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる
症例数：5 症例ずつ以上
評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医の現地評価
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

③ 基本的な応急処置を実践する。

研修内容：切開排膿処置
咬合調整
薬剤の処方
補綴物除去
根管開放
縫合・止血処置
補綴物再装着
補綴物修理
テンポラリークラウンの作製

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：10 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医の現地評価
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。

研修内容：生体情報モニターを装着する
バイタルサインを測定して、その結果を指導歯科医と解釈する

バイタルサイン異常の場合の対応を指導歯科医と相談する

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：5 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医の実地評価

指導歯科医の口頭試問を受けた後に、

複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。

研修内容：カルテへSOAPでまとめて記載する

院内・院外の薬剤処方を行う

歯科技工指示書を作成する

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：10 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医の実地評価

指導歯科医の口頭試問を受けた後に、

複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

研修内容：スタンダードプリコーションを行う

医療安全に関する院内講習会に参加する

医療安全に関する院内マニュアルの内容を把握する

医療安全に関する院内筆記試験を受ける

インシデント報告書を提出する（ケーススタディ）

指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う

症例数：インシデント報告書5枚以上提出

評価基準：講習会やインシデントの報告書、

指導歯科医の口頭試問を受けた後に、

複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

(3)患者管理

① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。

研修内容：全身疾患と服用薬剤について指導歯科医とディスカッション
を行う

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：2 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医へのレポート提出

指導歯科医の口頭試問を受けた後に、

複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。

研修内容：医療情報について主治医と情報共有する

周術期口腔機能管理依頼の患者を担当して管理計画を立てる

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：2 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医へのレポート提出

指導歯科医の口頭試問を受けた後に、

複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中のバイタルサインのモニタリングを行う。

研修内容：全身状態に配慮が必要な患者をモニタリング下で治療する
全身麻酔下歯科治療の見学・補助に入る

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：2 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医へのレポート提出
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

研修内容：歯科治療時の併発症・偶発症患者の対応にあたる

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：2 症例

評価基準：必要症例数の経験と指導歯科医へのレポート提出
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

(4)患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。

研修内容：各ライフステージの患者の診療を見学する

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：2 症例ずつ

評価基準：必要症例数の経験
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

研修内容：各ライフステージの患者の診療を担当する

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：1 症例ずつ

評価基準：必要症例数の経験
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

- ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。

研修内容：在宅・施設療養患者に対する訪問診療に同行する

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：2 症例

評価基準：必要症例数の経験
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

- ④ 障害を有する患者への対応を実践する。

研修内容：外来および在宅の障害を有する患者の診療を経験する

指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる

症例数：2 症例

評価基準：必要症例数の経験
指導歯科医の口頭試問を受けた後に、

複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
研修内容：歯科衛生士と情報共有し連携を図る
指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる
症例数：1 症例
評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
研修内容：歯科技工士と情報共有し連携を図る
指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる
症例数：1 症例
評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。
研修内容：各職種と情報共有し連携を図ることについて指導歯科医に説明する
指導体制：指導歯科医とディスカッションを行う
症例数：1 症例
評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
研修内容：指導歯科医とディスカッションを行う
指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる
症例数：1 症例
評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
研修内容：指導歯科医とディスカッションを行う
指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる
症例数：1 症例
評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価
- ③ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。
研修内容：訪問診療に同行する
施設や在宅の各職種と連携する
指導体制：指導歯科医の指導のもと実施させる
症例数：1 症例

評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で４段階中レベル３以上の評価

(３)地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
研修内容：指導歯科医とディスカッションを行う
指導体制：指導歯科医や他職種の指示のもと実施させる
症例数：１症例
評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で４段階中レベル３以上の評価
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
研修内容：指導歯科医とディスカッションを行う
指導体制：指導歯科医や他職種の指示のもと実施させる
症例数：１症例
評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で４段階中レベル３以上の評価
- ③ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。
研修内容：障害者施設の歯科健診に同行する
フレイル予防教室に参加する
院外の歯科保健活動を経験する
指導体制：指導歯科医や他職種の指示のもと実施させる
症例数：１症例
評価基準：指導歯科医の口頭試問を受けた後に、
複数評価者による評価票で４段階中レベル３以上の評価

(４)歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
研修内容：指導歯科医とディスカッションを行う
指導体制：指導歯科医による指導
症例数：—
評価基準：指導歯科医へのレポート提出
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
研修内容：院内医療保険勉強会に参加する
指導体制：専任講師による指導
症例数：—
評価基準：研修報告書の毎回の提出
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
研修内容：院内医療保険勉強会に参加する
指導体制：専任講師による指導
症例数：—
評価基準：研修報告書の毎回の提出

尚、症例数は処置ごとに一症例とする。

歯科医師臨床研修管理委員会は、プログラム到達目標の各項目について評価基準の適否（必要症例数の経験、複数評価者による評価票で4段階中レベル3以上の評価、レポートの提出、研修報告書の提出等）、修了時 OSCE の評価（A～D の総合評価で B 以上の評価）、ポートフォリオの内容、勤怠状況等を総合的に勘案して、可否を判定し、最終的に研修プログラム責任者が修了証を授与する。

[8] 研修歯科医の処遇

身分：研修歯科医（常勤）

給与：月額 400,000 円（住宅補助含む、賞与なし）

手当：超過勤務手当

勤務時間：午前 9 時～午後 6 時半まで（13 時～14 時半休憩、実研修時間は 8.0 時間）

時間外勤務：あり

研修歯科医手帳：あり

休日：日曜・勤務表による（週休 2 日）、年次有給休暇（10 日）、夏季休暇、年末年始休暇

宿舍：有り(单身 14 戸)

※宿舍の家賃はひまわり歯科負担とする、水光熱費は入居者の負担とする

当直：無し

診療所内の室の有無：有り

保険：歯科医師国保・厚生年金保険・雇用保険適用、歯科医師賠償責任保険（施設加入あり、個人加入は任意）、労働者災害補償保険

健康管理：健康診断（年に 1 回）、メンタルコンサルタントによるカウンセリング（月に 1 回）

その他：学会などの参加可（交通費支給）、タニタカフェコラボ弁当補助（食事代補助）

[9] 研修歯科医の募集及び採用方法

募集定員： 2 名

応募資格：歯科医師免許取得見込みの者

出願書類：履歴書・卒業（見込み）証明書・成績証明書・健康診断書

選考方法：歯科マッチングに参加し、面接および書類審査の上、採用を決定する。

[10] 応募連絡先・資料請求等

医療法人社団湧泉会 ひまわり歯科

〒736-0064 広島県安芸郡海田町昭和 2-38

TEL 082-881-1804

FAX 082-820-0801

ホームページ URL：<http://www.himawari-sika.com>

E-MAIL info@himawari-sika.com

ooi@himawari-sika.com 理事長室 大井